

# 社会福祉法人慈恵会役員及び評議員の 報酬等並びに費用弁償等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事及び評議員に対して報酬は支給しない。

- 2 監事には定款第21条2項により、年間総額120,000円の範囲内で次のとおり報酬等を支給する。
- 3 監事が法人の監査のため出務したときは報酬として日額30,000円を支給する。
- 4 前項に規定する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その都度支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席する場合及び監事が法人の監査のために来園等した場合は、交通費として1日3,000円を支給する。

- 2 前号の規程は社会福祉法人慈恵会に勤務する者には適用しない。
- 3 役員及び評議員が職務遂行のため下関市以外に出張する場合には、社会福祉法人慈恵会旅費規程の例により旅費を支給する。
- 4 前各号に定める費用はその都度支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第20条の規程により、平成29年6月28日に招集される定時評議員会の議決日から施行する。